

【研究ノート】

国公立女子大学の合憲性を考える

－教育における性差別－

Considering the Constitutionality of Public Women's University
- Gender Discrimination in Education

野田元樹
NODA, Motoki

キーワード：日本国憲法第 14 条、第 26 条；男女別学；法の下での平等；教育を受ける権利；基本的人権；お茶の水女子大学；群馬県立女子大学；濱口富士雄；小川正人

Received: 2017.12. 26

1. 戦後日本の教育体制

田中耕太郎文相は憲法改正審議中の帝国議会で、1946 年 7 月 6 日衆議院第 7 回帝国憲法改正案委員会における、加藤シヅエ委員の質問に対する答弁として、「女子教育」が「良妻賢母主義ナリ淳風美俗主義」を脱し「適当ナ『主婦』トシテ、或ハ、『シティズン』トシテ、或ハ世界人類トシテ、本當ニ模範的ナ女性」をつくるための「男女教育内容ノ水準化」の必要を答弁した。

また、田中文相は、1946 年 9 月 20 日の教育刷新委員会第 3 回総会でも、教育基本法構想の説明の中で、「女子教育の振興」に触れているが、いずれも男女共学の文字はない。また文部省は男女共学には困惑していた。9 月 25 日に文部省官房審議室がまとめた「教育基本法制定に当たっての考慮すべき事項」にも「女子高等学校」の文字が見え、文部省も高校では別学を主にかんがえていたことがうかがえるのである。教育基本法要綱案は 1946 年 11 月 25 日の教育刷新委員会第 11 回総会に提出され、その「女子教育」の項は、「男女はお互いに敬重し、協力し合わなければならないもので、教育上原則として平等に取り扱われるべきものであること」となった。しかし、文部省が 12 月 29 日に作成した「教育基本法要綱案」では、「男女はお互いに敬重し協力し合わなければならないこと。従って、男女の共学は認められなければならない」となり、ここに男女共学の文言が入ってくるようになった。この間に総司令部からの圧力があったことは推測できよう。そしてこれが枢密院での修正などを経て、旧教育基本法の条文の通りとなり、第 92 帝国議会で原案通り可決され、1947 年 3 月 31 日に公布されたのである。しかし、議会審議の中で政府委員は、義務教育は原則として男女共学だが、それ以外は、男女共学を申し出たものにはそれを認めることだ、と

いう趣旨の発言をし、公式見解としてもそれが示された。

第 92 帝国議会において、旧・教育基本法は、政府原案通り、成立した。ただ、審議の中で、次のような質疑応答があったことにも留意する必要があるだろう。

国務大臣（高橋誠一郎君）・・・（男女共学の）申請がありました場合には、之を認めて行くのでありますが、原則として男女共学を認めるので、更に進んで強制を行ふと云ふ積りはないのでございます。

荒川文六君 さう致しますと、公立学校の中にも男女共学をやらない学校も出来る訳でございませうか。

政府委員（日高第四郎君）・・・義務教育の場合には男女共学を原則にするが、過渡的の情況に於きましては、殊に新制の中等学校に於きましては相当長い間の習慣もありますし、社会的の事情もございますので、是は強制は致さないことに決めまして、実施の場合に於いては、各地方の実情に応じて、適当に決めて宜いと云ふことに致してございます。（「第九二帝国議会、貴族院教育基本法案特別委員会議事速記録第三号」6-7 ページ、1947 年 3 月 22 日）

総司令部も共学は奨励するが、強制しないという見解を出した。世論も同一教育が担保できれば、共学は必要ではないとする慎重論が強かった。男女共学は初めの段階で必ずしも多くの支持を受けたものではなかったといえよう。

すぐには転換できない専門学校を救済する暫定措置として設置された短期大学は、当初は男子学生が多かったが、1954 年以降は一貫して女子学生が過半数を占めている。短期大学制度は、1964 年には条文から「当分の間」が外され、恒久化した。戦後教育改革の中で、女子教育の振興は、男女共学を基本としつつも、男女別学が「例外」としては大きすぎる形で残存することとなったのである。旧・教育基本法 5 条はあくまで、男女共学を認める、というもので、男女共学にしなければならない、と命じる法規範ではなく、日本国憲法第 14 条の平等条項に反するものであったと考えることもできるであろう。各高校が共学、別学のどちらを採用するかは、上述のように原則として、高校任せとなったため、その地域の占領軍軍政部が共学をどれだけ推進したかにより、共学率は地域により差が生じることになった。特に、京都のアメリカ第 8 軍第 1 軍団軍政部の管轄地域であった西日本では、共学率が高いのに対し、仙台の第 9 軍団軍政部の管轄地域の北関東、東北、北海道では、北海道を除き、別学の公立高校が長く残る結果となったのである。このため、高校における男女共学原則をどれだけ厳格に守るかという点においては、最初から「地方分権」的展開を見せることになった。例えば、京都府では、京都を民主化のモデルケースとしたいとする軍政部の強力な指導と、新制中学校の校舎新設が困難であるので、旧制中学等の統廃合が急務だったことから、日本の伝統を理由とする反対や、男女の学力差を懸念する意見が抑えられ、公立学校の共学化が小学区制とともに完全実施された。

これに対して、宮城県では、男女共学は、一部実施されたにとどまり、都市部では、男女別学が残った。仙台の軍政部には京都のような強い意思が見られなかったことや、戦災

や台風などの災害により、県財政が非常に厳しく、漸進的共学化の方針が採用されたことにより、ごく一部を除き、共学化は引き伸ばされ、そのうち占領が終了すると「漸進」すらすることがなくなってしまった。

男女共学は戦後、義務教育課程では、一部国公立中学を除き、ほぼ完全に実施されたが、高校では、県によって状況が異なり、一般に数々の抵抗を受けつつ実施され、時には実質的後退を余儀なくされてきた。

また、大学・短大でも、女子大、女子短期大学が私立を中心に多く誕生し、これらは一面で、女性の高学歴化に貢献してきたといえることができるが、反面、高校卒業後、進学する男子のほとんどが共学の大学に進み、女子は女子大か短大、一部が共学の四年制大学という進学傾向も固定化されてきた。高校以上では、戦前からの伝統ある男女別学校の多くがそのまま存続したのをはじめとして、男女共学は数多くの例外を抱えてきたといっても過言ではないだろう。もっとも、関東の埼玉、群馬、栃木県を除くと、東北地方を中心に公立男女別学校は、21世紀に入り、相次ぎ、共学化されたことも記憶に新しい。

なお、高校と大学の男女共学、男女別学を論じる際には、国公立か私立かで文脈が異なってくることはいうまでもないことである。本稿では、国公立女子大学に焦点を当ててその憲法適合性を論じるが、別学の私立学校・大学についても、例えば、国から補助金を交付してもらっている場合には **state action** の法理 によって、憲法問題が生ずると考えるものである。

2. 男女別学を憲法論で考える

日本国憲法第14条1項後段は「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定している。後段に列挙された事由による差別は、民主主義の理念に照らし、原則として不合理なものであるから、それによる差別の合憲性が争われた場合には、すなわち立法目的が「やむにやまれぬ」必要不可欠なものであることを要求する「厳格審査基準」、または、立法目的が重要なものであることを要求する「厳格な合理性の基準」＝「中間基準」を適用するのが妥当であると解される。これらの場合は、公権力の側で合憲である理由を論証しなければならない、と解するのが妥当であろう。故・芦部信喜教授も、「女子のみに入学を認める国立大学の存在」の「合憲性が問題とされ」と、簡単にではあるが、国公立男女別学校の合憲性につき、論及している（芦部信喜「憲法」113ページ、岩波書店）。

東京大学名誉教授の故・伊藤正己も「過去において、女子が高等教育をうける機会がきわめて制約されてきた実情がこれを合理的なものとする根拠と考えられる」とし、差別是正を理由とする合憲論を展開している（新版、1990年、弘文堂）。

ただし、伊藤正己は、大学院を女子のみ入学とすることは「全国的にみても」「大学院を設置して、女子のみを入学させることになる」と、その合理性は疑わしい」とする。大学と大学院に違いがなぜ生じたのかは明らかにしていない。中学校が共学が当然であるのに、高校では別学校が多いことの合理的根拠も疑問となろう。別学が合憲ならいずれの教育段

階においても、合憲という方が自然ではないだろうか。とするならば、別学合憲論の多くは、現状肯定のための議論だったといえるのかもしれない。東京商船大学（現・東京海洋大学）は 1980 年、神戸商船大学（現・神戸大学）は 1982 年の入試からこの方針を転換しており、男子であることを入学資格とする国公立大学はなくなったのである。

広島大学学長を務めた教育学者の沖原豊は「国公立の大学にあつては、男女共学を認めることが憲法上の要請となってくるであろう」という記述を「日本国憲法教育規定研究」（改訂版 風間書房 1980）の 339 ページでしている。

日本では、国公立男女別学校の合憲性を判断した判決はない。男女共学に反対して子どもの就学を拒否し、学校教育法違反でその親が起訴された事件があるが、最高裁は憲法論を展開せずに上告を棄却している。

なお、公立福岡女子大に入学願書を受理されなかった福岡市の男性が、大学の対応は不当な性差別に当たり違憲だとして、不受理処分を取り消しなどを求めて、2015 年 1 月に福岡地裁に提訴する事件があった。男性は、食・健康学科の入学試験の社会人枠を受験するため、願書を提出したが、大学は、出願資格を女子としているとの理由で不受理にした。男性は、栄養士などを目指していたが、福岡県内で受験資格を得られるのは福岡女子大のみであり、憲法第 14 条違反などであるとしていた。しかし、この訴訟は、「裁判所から争点に無関係の立証を求められたため」男性側が訴えを取り下げ、判決は出なかった。

3. 苦悩する公立女子大学の実情—群馬県立女子大学学長に聞く

現在、女子であることを入学資格とする国公立女子大学は、国立のお茶の水女子大学、奈良女子大学、公立の福岡女子大学、群馬県立女子大学の 4 校となっている。このほか、公立女子短期大学として、山形県立米沢女子短期大学、岐阜市立女子短期大学の 2 校がある。

その中の一つである 1980 年設立の群馬県立女子大学の濱口富士雄 学長（会見当時、2017 年 9 月末で退任）に 2016 年 8 月 30 日に、単独会見した。

濱口学長によると、現在は、同大学は「群馬県直営」であるが、2018 年 4 月より、「公立大学法人」化することを苦渋に満ちた表情でこう漏らした。群馬県総務部総務課によると、群馬県が設置する県立女子大学と県立県民健康科学大学の 2 大学を「群馬県公立大学法人」が運営する方針であるという。

その理由のひとつとして、濱口学長は、先述の男性による「福岡女子大学」入学願書不受理処分に対する訴訟提起があったことを挙げる。

福岡女子大学への訴訟提起を受けて、群馬県立女子大学では部局長等連絡会議を招集。情報収集や、訴訟リスクの可能性などについての検討を行った。群馬県庁の担当部局も交えて、検討を重ねた結果、現在の「県直営」よりも、「ワンクッション置いた公立大学法人にしたほうが、県直営の自治体立で、設立団体である自治体の会計の中に組み込まれているよりは、ベターではないのか」と考えたという。現在、直営型の公立女子大学は、群馬県立女子大学のみであるという。

もっとも、公立大学法人化した大学に対しても、地方公共団体からの運営費交付金という形で拠出されるので、公費が投入されることに変わりはないが、非公務員型となり、自主自律的な環境の下、魅力ある教育研究を積極的に展開（予算・人事等の規制緩和）が可能という。濱口学長によると、「これまでに男性から入学したいという問い合わせは一件もない」という。なお、日本政府の男女別学に関する公式見解は以下の通りである。

学校における男女の共学については、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第5条の規定により、教育上尊重されるべきものであるが、個々の学校において男女共学とするか男女別学とするかについては、公立の高等学校にあっては、地域の実情や学校の特色等に応じて当該高等学校の設置者である地方公共団体が、国立の大学にあっては、教育の目的及び理念に応じて各大学が、それぞれ判断するものである。

今後、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）により、男女共同参画社会の形成という観点から、様々な制度、慣行について国民の間で広く議論される中で、公立の高等学校及び国立の大学における男女の別学の在り方についても、必要な検討がなされていくものと考ええる。

また、憲法第14条の趣旨を踏まえて、教育基本法では、人種、信条、性別等によって教育上差別されないこと及び教育上男女の共学は認められなければならないことが定められているが、これは男女に対し、性別にかかわらず、学校における教育を受ける機会を均等に付与し、及び当該教育の内容、水準等が同等であることを確保する趣旨であり、すべての学校における男女の共学を一律に強制するものではない。

したがって、個々の公立の高等学校や国立の大学が男女別学であっても、同法及び憲法第14条に違反するものではないと考える。

（答弁書第五号 内閣参質一四七第五号 平成十二年二月十八日 内閣総理大臣 小渕恵三「参議院議員櫻井充君提出公立高校及び国立大学の男女別学に関する質問に対」する「答弁書」より引用）

群馬県立女子大学は、国からの補助金も受けており、今後、福岡女子大学に対する男性の訴訟提起と同様な訴えの提起も十分考えられ、違憲判断が下される可能性もありうると考えられる。群馬県内の4公立大学の相互聴講制度の中で、男子学生の聴講も部分的に認めるようになるなど、部分的開放は進めており、今後、同大学の男性への開放政策が、公立大学法人化とともに、注目される。群馬県総務部総務課によると、2017年12月時点で、群馬県立女子大学の共学化は、検討されていないという。

4. 国公立女子大学の違憲性を考える

しかし、最近では、国立女子大学については、その合憲性を疑う学説も散見されるようになってきた。2つの国立大学は、「一定の自裁的制約の中で、その有していた意義を現代に受け継ぐもののだとはいっても、国立大学の門戸が形式的には完全に平等に女性に開かれ

ている今日、その取扱いに合理性を見出すことはかなり困難である」との野中俊彦教授の見解や、「一種の『積極策』や実質的平等保障としての意味付けがほとんど失われた今日、性別による入学機会や教育内容の別異取り扱いを容認する根拠は乏しい」との辻村みよ子の見解（『論争憲法学』杉原泰雄編、樋口陽一編 日本評論社 1994.11 の 201-218 ページの「女性の権利と「平等」「男女平等権」をめぐる論争と現行法制上の諸問題」（辻村みよ子）、「法のなかの女性」（新潮社、1985.11）のなかでの龍谷大学法科大学院元教授の金城清子の「良妻賢母教育を現在に引き継ぎ」いでいることを問題として、違憲の疑いが濃いとする見解がこれに当たるであろう。

男女別学は、本当に合憲なのだろうか。この議論をするためには、その前に、日本国憲法の下での性差別事例の違憲審査基準が問題となってくるのである。生来の偶然による差別であり、差別の歴史も長く、能力とも無関係の差別であり、憲法第 14 条で列举されている事由であることなどから、それは厳格審査が適用されるように思われる。

この審査の下では、やむにやまれぬ目的と、必要最小限度の手段であることが示されなければ違憲と判断されるのである。

もし、厳格審査を通過する目的・手段の組み合わせが存在しなければ、国公立別学校制度は違憲と判断されるであろう。そのような正当にしてやむにやまれぬ目的と主張され、または考えられるものが本当にそう言えるのか、またその目的達成のための必要最小限の手段だといえるのか、考えていきたいと思う。

公立では、全寮制の併設型中高一貫男子校として、鹿児島県立楠隼（なんしゅん）中学校・高等学校（鹿児島県肝属郡肝付町）が、2015 年に開校している。前身の鹿児島県立高山高校が、男女共学であったにもかかわらず、公立唯一の全寮制男子中・高を開設した理由は、判然としない。だが、同じく鹿児島県にある私立の全寮制の中高一貫男子進学校「ラ・サール中学校・高等学校」への対抗策として、「前鹿児島県知事である伊藤祐一郎氏の意向が強く働き、男子のみの全寮制を開設したのではないか」（ある鹿児島県庁職員）との見方もある。男女共同参画時代に、全国で唯一の公立男子中学校を開設したことに疑問を感じざるを得ない。

さて、男女の間の生物学的差ということで、正当化は可能であろうか。確かに、このような差が何らかの意味で一般的に存在することは認めざるを得ないであろう。しかしながら、まず戦後すぐにいわれた知的水準の差に類する議論は明らかな偏見で正当性はあるまい。その差があったのは、堀江宗生が指摘するように、教育政策の産物だったことは、戦後史が証明したといえよう。

そして問題は、当人の能力であり、属性でないことは、20 世紀初頭に早くも東北帝国大学関係者の語るころであった。女子には教養のため進学をする者が相対的に多いといわれるが、それは社会的性役割の強要であり、すでに 90%を超える就職希望率の下ではそれも、疑問となってきたところなのである。

共学か別学かは各校または各都道府県にまかせるべきであるという主張もあり得よう。

憲法には大学の自治が定められているとするのが通説であるし、地方自治の規定は明文化されている。そこで、このような憲法的価値は優先されるべきであるという議論は考え

られるところである。しかし、憲法は性による差別を禁じている。大学や地方に自治があるといえども、他の憲法条文の禁じることまでを憲法が自治として許しているわけではあるまい。

また、差別の禁止は全国的事項であり、条例等による緩和は許されないといえよう。自治が人種や性、社会的身分による差別なく行われるべきことは当然である。特に別学の問題では、各都道府県、各大学の事情を考慮すればするほど、結局それが残ったということがすでに示されている。だとすれば、なおさら、この問題は裁判所によって違憲判断を下し、あるいは行政の法執行、国会の立法により、全国的に国公立学校における男女別学を廃止するしかないのではないだろうか。

国公立女子大学の設立そのものは、あるいは過去の差別の補償、積極的差別是正措置であるといえるかもしれない。女子大学には女子高等教育の遅れを取り戻すためという「歴史的役割」があったともいえよう。

しかし、設立事情については、すでに検討したように、2校の伝統をまもるためのものであった要素が強いように思われる。公立の別学高校もそれに類似する事情であったように思料される。仮に過去の償いという目的が妥当だとしても、このような目的が女子専科ましてや男子専科でなくては不可能か、大いに疑問の残るところである。

女性は男性に比べて教育アスピレーションが学歴に影響するという統計からして、別学にしないと進学熱が下がるともいえないであろう。お茶の水女子大学でも、戦後すぐには、将来、新学部を設置する意欲を示していたが、諸般の事情でこれは果たされなかったし、他の女子大でも、工学部などを設置する動きはないといえよう。2011年の京都女子大学の法学部開設は例外的ともいえる。

総じて、別学が今日、差別是正に寄与しているとはいいがたいのではないだろうか。確かに、2つの国立女子大学がなければ、女子の国立大学進学は現在よりも低かったであろうことは容易に想像できるかもしれない。しかしながら、そもそも、女性の大学進学者を増やす目的ならば、少なくとも、すべての大学を共学にし、共学の下で、女性の最低定員を定めるなどという、より制限的でない解決、同一以上の効果でしかも分離教育にはならない解決方法があったのではないだろうか。

だとすれば、結局この目的によって合憲的正当化は、少なくとも今日では、できないのではないだろうか。差別の撤廃に熱心でなかった国が、以前から存在する制度は差別是正策であるといっても、説得力は乏しいように思えるのである。

5. まとめ

以上、考察してきたように、国公立の女子大学、男子校、女子校は、違憲性が濃厚であり、共学化すべきであるというのが結論である。

また、今日では、共学化は決して無理難題ではないことを付言しておきたい。最近、多くの別学だった大学・高校で共学化がなされていることはそれを証明しているともいえよう。

近年、福島県、宮城県の県立高校で、男女別学校の共学化がすすめられたことも、記憶に新しい。一方で、埼玉、群馬、栃木の3県の県立高校には、いわゆる伝統校を中心に、男女別学校が温存されているのが現状である。公立の男女別学校は違憲と考えられる。

学問・教育に男子向き・女子向きなどないという空気が世の中を支配しつつあり、そうなれば自然と共学化は実現されてしまうであろう。それ以前に、違憲状態をただすという形で共学化がなされることは、立憲主義の立場から強く望みたいところである。

改正された教育基本法では、旧教育基本法第5条の男女共学条項が削除されているが、これまで見てきたように違憲性の強い男女別学が行われている中で、2003年の中央教育審議会の答申のように「現在では男女共学の趣旨が広く浸透するとともに、性別による制度的な教育機会の差異もなくなっており」と見るのは適切ではないと考える。教育行政学者の中谷彪は、旧法第5条削除について「真の意味での男女共学」が「浸透しているとは考えられない問題状況を考えるとき、男女共学規定が不必要と考えるのは早計」と指摘する（中谷彪「新・教育基本法の問題点と批判」『武庫川女子大紀要（人文・社会科学）』（2007）参照）。近畿大学教授の教育学者である小口功は、「一部の私立の男子校、女子校を共学化から守る」ことが教育基本法改正時の男女共学条項削除の理由の一つだと指摘（小口功「教育基本法改正の考察 男女共学の規定の削除の理由とは」『近畿大学教育論争』27巻1号 近畿大学教職教育部 2015 参照）しているが、果たして本当にそうなのか疑問が残るところである。男女共学条項削除に関する先行研究は極めて少ないのが実情である。

ところで、このような男女別学を許容してきたのは旧・教育基本法第5条の文言の曖昧さのせいであったと考えることもできよう。教育法学説は、男女別学や男女別科目の設置につき、学説上の不統一を生じさせてきたようにも思われる。

別学を原則とし、共学を許容すると解する学説はさすがになくなっていったものの、教育法の通説的見解も「国公立学校であっても」別学は「実質上著しい男女差別にわたっていない限り合憲・適法である」とし、「男子校・女子校の設置はなるべく避けることがのぞまれる」としている。

また、男女別学に対して厳しい見解も、公立校の場合、特定の県において別学が多いようにみうけられるのであるが、「これは本条の精神に反しており、即刻共学化の措置をとるべきである」として、旧・教育基本法第5条違反という表現は用いていなかった。

しかし、国公立の男女別学が違憲であるとすれば、以上のように解釈されてきた旧・教育基本法第5条も、違憲ではなかったのかという疑念も生じるところである。少なくとも、国公立学校での別学は明確に禁じる形で、教育基本法改正の際に対応することが望ましかったのではないかと考える。

筆者としては、できうる限りの資料に接し執筆を行ったが、まだまだ不十分である。厳しくご叱責いただければ幸いである。この研究ノートをまとめることができたのは、研究の方向性に重要な示唆を与えてくださった文部科学省中央教育審議会副会長でもあり、東京大学名誉教授でもある、教育法学・教育行政法・教育行政学・教育政策研究の第一人者、放送大学の小川正人教授の的確、適切な親身かつ情熱的なご指導の賜物である。同教授の厳格かつ温かいご指導がなければ、拙文は方向性を見失ってしまったであろう。